

埼玉県水源地域保全条例

埼玉県農林部森づくり課

条例制定に至った背景と経緯

〔埼玉県の森林・林業の現況〕

埼玉県の森林面積は約12万2000ヘクタールで、県土面積（約38万ヘクタール）の32%を占め、その大半は、県西部の秩父地域を中心とした山地部からその周辺の丘陵部に分布している。

森林の所有区分は民有林が約11万ヘクタールで全体の90%、国有林が約1万2000ヘクタールで10%となっている。

森林の構成は、針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹はクヌギ、コナラが主体であり、人工林の割合は県全体で49%と全国平均の41%を上回っている。

また、人工林の約半分が46年生以上の木材として利用可能な時期に達しており、森林の循環利用の実現に向け、効率的な木材生産の促進とともに、水源かん養機能や二酸化炭素の吸収貯蔵機能などの森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、それぞれの機能に応じた森林づくりを推進している。

〔森林買収事例〕

近年、外国資本等による森林買収問題が、マスコミ等で報道され、水資源確保や、水源地域の森林へ関心が高まっている。

本年5月に発表された国土交通省と林野庁の資料によると、平成23年の1年間だけで、北海道、群馬県など1道3県において165

ヘクタールの森林が外国資本等に買収されたことが明らかになり、その結果、国が調査を行った平成23年までの森林買収事例は、北海道など全国7道県において785ヘクタールとなっている。

〔森林買収問題に対する本県の対応〕

本県県議会においてもこの森林買収問題についての関心が高く、平成22年6月及び12月の定例県議会での実態や対策等についての質問がなされた。このため、本県では、水資源の確保に向けてその実態把握や対策についての検討を平成22年度から全庁的に開始した。

農林部では実態を把握するために、「外資

外国資本等による森林買収問題がマスコミで報道され、社会の関心が高まる中で埼玉県では土地取引の事前届出制を盛り込んだ条例を制定した。



埼玉県土面積の32%を占める森林。

による山林買収に係る情報収集体制」を整備し、市町村、森林組合、林業団体や主な森林所有者の方々に林業経営目的以外の買収に関する照会やうわさの有無などについての聞き取り調査を実施したが、買収の実態は確認されなかった。

また、森林の開発に伴う転用等を規制している森林法による林地開発許可及び保安林内伐採許可について審査等の厳格化を図った。

〔水源地域保全のための条例制定〕

こうした中、平成23年9月定例県議会で、水の確保は国家安全保障の観点から重要であ

り、水源の確保の観点から森林保全の必要性についてどのように考えるのかという質問がなされた。知事は、「国家安全保障上、国が真剣に本来は検討すべきものだが、まず自治体が先手を打って、国に強いメッセージを伝えて県民の不安を取り除く必要があるため、条例化の検討を進める」と答弁を行った。これを受け、土地取引の事前届出制を盛り込んだ条例案を策定し、平成24年3月に県議会の議決を経て、「埼玉県水源地域保全条例」を制定したものである。

条例の内容

・「埼玉県水源地域保全条例」

（目的）

第一条 この条例は、水源地域の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域内の土地の所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、水の供給源としての水源地域の機能の維持に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「水源地域」とは、第六条第一項の規定により指定された地域をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地であって規則で定めるも

の所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（第七条及び第十条第二項において「所有権等」という。）を有する者をいう。

（県の責務）

第三条 県は、水源地域の保全に関する施策を推進するとともに、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に関し、助言その他の支援を行うものとする。

（県民の責務）

第四条 県民は、水源地域の保全に対する理解を深め、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第五条 土地所有者等は、水源地域が水の供給源としての機能を有することを深く認識し、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（水源地域の指定）

第六条 知事は、山間部の地域であって、水源の涵養の機能を有する森林の存するものを水源地域として指定することができる。

2 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しななければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域の土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、公聴会を開催するものとする。

6 知事は、水源地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第二項から前項までの規定は、水源地域の指定の解除について準用する。
(土地の所有権等の移転等の届出)

第七条 土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転又は設定をする契約（規則で定めるものに限る。以下この条及び附則第二項において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を契約を締

結しようとする日の三十日前までに知事に届け出なければならない。

一 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積

三 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容

四 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定の後に於ける土地の利目的

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が国、地方公共団体その他規則で定める法人であるとき。

二 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われるとき。

3 第一項の規定は、同項の規程による届出の後同項第四号に掲げる事項を変更して土地売買等の契約を締結しようとする場合について準用する。

(市町村長への通知等)

第八条 知事は、前条第一項の規定による届

出があつたときは、遅滞なく、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長に通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前条第一項の規定による届出に係る土地の利用に関し、関係市町村の長に意見を求めることができる。

(報告の徴収及び立入調査)

第九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第七条第一項の規定による届出をした土地所有者等（次条において「届出者」という。）に対し、報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第七条第一項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水の供給源としての水源地域の機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 第一項の規定による報告徴収及び第二項の規定による立入調査は、第七条第一項の規定による届出があつた日から起算して

三十日以内にしなければならない。

(助言)

第十条 知事は、第七条第一項の規定による届出があつたときは、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地を含む周辺の水源地域の保全を図るために必要な助言を行うものとする。

2 届出者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者に当該助言の内容を伝達するものとする。

(勧告)

第十一条 知事は、土地所有者等が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第十二条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったとき

は、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村の条例との関係)

第十三条 市町村が定める水源地域を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域において、適用しない。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第七条から第十二条までの規定は、同年十月一日から施行する。

2 第七条の規定は、同条の規定の施行の日から起算して三十日を経過した日以降に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。

地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。

条例の解説

1 条例の趣旨

本条例は、水源地域の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域内の土地の所有権等の移転等について事前届出制の導入により、あらかじめ県に届出を行ってもらい、水の供給源である水源地域を保全するものである。

2 水源地域の指定

水源地域については、森林の有する洪水緩和、水資源貯留及び水質浄化という、水源かん養機能に着目し、山間部の地域であつて、水源かん養機能を有する森林の存する区域を大字単位で知事が指定することとした。本県の森林はそのほとんどが県西部に存していることから、県西部を縦断しているJR八高線以西の地域及びそれらの地域に存する森林と連続する森林が存する地域とする。

3 土地所有者等の範囲

土地所有者等とは、水源地域内の土地であつて使用及び収益を目的とする権利を有する者とし、その権利の種類は「所有権」、「地上権」、「地役権」、「使用貸借権」及び「賃借権」とした。

これは、水源地域内の水利用に関する土地の使用及び収益に関する権利に限定したものである。

である。



4 関係者の責務

県は、適正な土地利用への誘導や森林の有する水源かん養機能を将来にわたり確保するため、森林法に基づく水源かん養保安林などの指定の推進及び国庫補助事業等を活用し、森林整備を行い、保水力の高い森林づくりを進めるなど、水源地域の保全施策を推進する。特に、本県では平成20年度から自動車税の一部を活用し「彩の国みどりの基金」を創設し、森林については水源地域においてその保水力を高めるために針広混交林化などの取組を進めてきており、今後も同様に取り組むこととする。

なお、この条例では市町村の責務は定めていないが、これは、県と市町村とは対等な立場である。県条例で市町村の責務を定めるのは適当でないことからである。

しかしながら、水源地域を保全していくためには、地域の実情を熟知し、地域に即した様々な施策を講じる市町村との連携が不可欠である。このため、市町村が行う森林整備などの水源地域保全施策について助言、支援を行うこととする。

次に、県民の多くは、県西部の地域を中心とする山間部の森林を源とする河川の水や地下水を生活用水として利活用している。

このことから、水源地域は平地部の住民も

含めた県民の多くが水源として依存する地域であり、「埼玉県民にとって貴重な財産である水資源を育む地域を県民全体で守っていく必要がある」という理解を深めるように努めることとした。

また土地所有者等は、その土地が県民への水の供給源としての機能を有していることを深く認識した上で、その権利を有する土地について、その機能を適切な状態で維持するため、保安林の指定や森林の整備など、県、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策へ協力するよう努めるものとした。

5 土地取引の事前届出制

土地取引は、本来、買い手と売り手との合意があれば契約が成立する。この点については、民法上の原則とされ、また、憲法においても、個人の財産権や、土地取引などの経済活動の自由が保障されている。

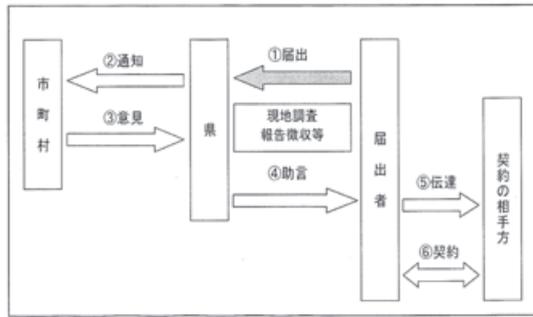
許可制については、全ての取引を一旦停止させることになり、過度な私権制限と捉えられるおそれがある。

このように、土地の取引規制については慎重な対応が求められることから、本条例では事前届出制を導入することとした。

事前届出制を導入することで、土地売買等の情報を事前に察知し、その土地で水資源が独占された場合に、周辺地域や下流域での水

利用に具体的にどのような弊害が生じるかなどの事項について、土地所有者等に再認識させる機会を設けようとするものである。

具体的には、水源地域内の土地の所有権等の移転等を対象に、売買や贈与などの取引に



「事前届出制」の概要及び届出後の対応

水源地域内の土地の所有権等の移転等を対象に事前届出制を導入

- 届出対象：売買等（相続は対象外）
- 届出者：土地所有者等（売主）
- 届出先：知事
- 記載内容：当事者の氏名・住所、土地の所在地・面積・利用目的等
- 適用除外：国、地方公共団体等への権利移転

【届出等に係る対応】

- 周辺の水源地域の保全を図るための助言（適正な土地利用への誘導）
- 無届又は虚偽届出、報告義務違反等に対する勧告及び公表

際して、売主である土地所有者等に、新たな買主の氏名や土地の所在地、面積、利用目的などを、契約を締結しようとする30日前までに知事に届け出る。

なお、取水行為自体は小面積でも可能であるため、面積の大小にかかわらず土地に係る所有権等の移転等を把握する必要があるため届出面積に上限及び下限は設けていない。

さらに、届出の対象となる土地は、水源地域内全ての土地ではなく、現況が森林であつてそのうち、水源かん養機能を有する森林が存する可能性が高い「山林」「原野」及び「保安林」の3種の地目に限ることとした。

届出の対象となる契約、すなわち権利移転の形態は、「贈与契約」、「売買契約」、「交換契約」、「地上権、地役権の設定契約」、「使用貸借契約」及び「賃貸借契約」といった土地の所有権等の権利の移転等とし、相続は対象とならない。なお、国、地方公共団体又は森林整備法人に権利移転する場合は、土地利用の目的が、森林の維持であることが明確であり、行政の関与が大きいいため、水源地域の保全に反する行為を行うことは想定し難いことから、届出制の適用から除外することとした。

この届出を受けた県は、土地所有者等に対し、周辺地域の水利用に支障を及ぼさないなど、水源地域の保全を図るために必要な助言

を行うこととした。

今後の展望等

本条例は平成24年3月26日に制定した後、責務や水源地域の指定は4月1日からの施行、土地取引の事前届出制は10月1日からの施行であり、現時点ではこの条例による効果の検証はされていない。

今後は水源地域の保全のためには広域的な取組が重要であると考え、近隣県にも同様な趣旨の条例化を働きかけ、連携し取り組んで行く必要がある。

一方、本条例以外での水源地域の保全について、本県では企業の森や森林ボランティアなどの民間レベルでの森づくり運動が盛んであり、高校の同窓会や企業による森づくりの実績は全国でトップレベルとなっている。

引き続きこのような活動を通じて、多くの方々が山に入る機会が増え、森林を見守ることにより、水資源の保全につなげたいと考えている。

このように、本条例の制定を契機に、埼玉県の水源地域は県民そして国民共通の財産であるという認識を森林所有者をはじめ、県民全体に持って頂き、「みんなで水源地域を守っていく」という機運を高めていきたい。